

平成29年度第1回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成29年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成29年8月7日(月)
- 2 時間 午後2時30分から午後4時00分まで
- 3 場所 市役所第二庁舎801会議室
- 4 議題 (1) 平成29年度保全緑地の指定(案)について
(2) その他
- 5 出席者 (1) 委員
会 長 犀川 政稔
副会長 宮下 清栄
委 員 橋本 尚幸
委 員 竹内 高広
委 員 串田 光弘
委 員 渡辺 栄
委 員 小山 美香
委 員 平井 恵子
委 員 矢向 潤
(2) 説明員
環境部長 柿崎 健一
環境政策課長 平野 純也
(3) 事務局員
緑と公園係長 森 純也
緑と公園係 江平 和之
緑と公園係 野島 希
緑と公園係 鈴木 明信

平成29年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

事務局 では、本日は1名、欠席のご連絡をいただいておりますので、これで皆さんおそろいですので、会長、どうぞよろしく申し上げます。

犀川会長 皆様、お暑いところ、大変ご苦勞さまでございます。

今回は、緑地保全の指定と、それから保存樹木、保存生け垣、そういったものがざっと出てまいりまして、それが適当であるかどうかという判定をする会になると思います。いろいろ説明があつて、それに対して質問をするということになっていると思いますが、この会の決まりとしまして、この会が終わってから非常に細かい、誰がどういう発言をしたというふうな議事録をつくるということになっていますので、ご意見されるときには必ずご自分のお名前を言っていただきたいと思います。

それでは、まず、環境部長さんがお見えですので、ご挨拶をお願いいたします。

環境部長 皆様、お暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。また、今日は台風がこれから近づいているところ、本日の審議会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。環境部長の柿崎と申します。

さて、国においては平成29年度に都市緑地法等の一部を改正する法律が施行されまして、公園や緑地のオープンスペースは、良好な景観や環境、災害時の避難地等、多面的な機能を期待されているところでございます。このように緑地等の重要性が高まっている中、小金井市緑地保全対策審議会は、保全緑地の指定・解除に関する事、並びに緑地の保全等に関する重要な事項を審議していただく大変重要な審議会でございますので、委員の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

本日、皆様には、先ほど会長のほうからもお話がありましたとおり、保全緑地の指定（案）についてご審議いただき、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

犀川会長 ありがとうございます。

続いて、4月に事務局の人事異動がございましたので、環境政策課長より挨拶と事務局の紹介をお願いいたします。

環境政策課長 改めまして、皆様、こんにちは。4月1日付人事異動で環境政策課長に配属いたしました平野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、同じく環境政策課緑と公園係に主任の江平、主事の野島、そしてもう1人、主事の高橋が配属なっておりますので、こちらにつきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

犀川会長 ありがとうございます。

続いて、前回の当審議会開設以後に学識経験者委員の変更がございましたので、報告させていただきます。

平成29年7月20日付で就任された、小金井市農業委員会会長職務代理、橋本委員でございます。環境部長から委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

環境部長 委嘱状

橋本尚幸様

小金井市緑地保全対策審議会委員を委嘱する。

期間 平成29年7月20日から平成31年3月13日まで

平成29年7月20日 小金井市長 西岡真一郎

代読です。

よろしくよろしくお願いいたします。

犀川会長 ありがとうございます。

それでは、環境政策課長から本日の会の成立について報告をお願いいたします。

環境政策課長 本日の出席状況の確認をさせていただきたいと思っております。10名の委員さんのうち9名の委員の出席を得てございますので、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第11条により、半数以上の出席を得ておりますので審議会は成立していることを報告させていただきます。

また、審議会の進行に当たり事務局からお願い事がございます。先ほど会長からもおっしゃっていただきましたが、案件のご審議に当たりましては、各委員が発言される場合には、恐縮ではございますが挙手をしていただき、会長が委員を指名した後にご発言いただければと考えております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

犀川会長 それでは、今から、本日の案件であります平成29年度保全緑地の指定（案）の諮問を受けることといたします。事務局の方、よろしくお願いいたします。

環境政策課長 ここで、本日の案件であります平成29年度保全緑地の指定（案）について、環境部長から諮問させていただきます。

環境部長 小金井市緑地保全対策審議会会長 犀川政稔様
平成29年度保全緑地の指定（案）について（諮問）
小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項の規定に基づき、平成29年度に指定申請のあった保全緑地の指定、並びに平成28年度中に指定解除申請のあった保全緑地について、貴審議会の意見を求めます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

平成29年8月7日 小金井市長 西岡真一郎

代読です。

犀川会長 承知しました。

どうもありがとうございました。

ただいま環境部長から本審議会への諮問がありました。この諮問書の写しを事務局から配付したところでございます。ご確認ください。

それでは、諮問案件、平成29年度保全緑地の指定（案）について事務局から説明をしていただきます。

よろしくお願いいたします。

事務局 まず、配付資料の確認をお願いいたします。また、事前に送付した資料に差しかえと追加がございます。皆様、お手元でございますでしょうか。差しかえ資料は、保存樹木の番号を一部変更したものとなります。追加の資料は、町別の保存樹木、保存生け垣の指定状況をあらわしたものです。

また、先ほどご指摘があったのですが、位置図、A3のものプロット位置に誤りがございますので、お伝えさせていただきます。A3のものを開いていただけますでしょうか。17ページをご確認ください。8番と9番の位置が逆だというご指摘がありましたので、ご確認ください。続いて、18ページなんですけれども、保存生け垣のところで、9番を少し下にスライドしていただいて、緑町五丁目ー16という位置に当た

るものとなります。

以上で、ご確認いただけましたでしょうか。

(「大丈夫です」という声あり)

事務局

ありがとうございます。よろしければ始めさせていただきます。

説明に先立ちまして、本日、パワーポイントの操作等で、保全緑地の調査をご担当いただきました小金井園の方にお手伝いいただきますので、よろしくお願ひします。

小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、所有者からの申請に基づき保全を図る緑地として、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができると記述されていまして、種類別に簡単にご説明させていただきます。

環境緑地は、現状のまま保全されている、確約される樹木の集団で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地。

公共緑地は、公共の用に供されることが確約される土地で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地。

保存樹木は、指定基準が高さ10メートル以上、地上1.5メートルの高さの幹周りが1.5メートル以上の、いずれかに該当する樹木。

保存生け垣は、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣で、隣接する2件を合わせたものも指定可能とさせていただいています。

以上の4種類の保全緑地について、毎年4月中に指定申請を受け、調査をしております。

あらかじめ配付しました指定(案)の資料をご覧ください。まず1ページ目、平成29年度の申請分について、調査したものをまとめてございます。

初めに、保存樹木は、申請が11件、75本となっており、うち3件が新規で51本の指定でございます。残りの件数は、全て平成24年度に指定したもので更新ということになっております。

続きまして、保存生け垣は、申請28件のうち更新が27件で、指定延長が636.0メートル。奨励金上限額が1万5,000円のため、1件につき最大50メートルが奨励金対象延長で、今年度は指定延長と同じ636.0メートルでございます。

いずれも指定期間については5年間ですので、平成29年度から平成34年3月31日までの指定期間となります。

この後、保全緑地の調査内容については、スライドでご説明させていただきます。

次に、10ページをご覧ください。保全緑地の指定解除及び権利譲渡等届出一覧表をご確認ください。

指定解除については、環境緑地が2件、保存樹木が8件、保存生け垣が9件、権利譲渡が9件でございます。

その他、参考資料として、保全緑地の指定（案）町別一覧表、保全緑地総括表、環境保全緑地面積推移、環境保全緑地面積推移内訳、保存樹木本数推移、保存生け垣延長推移及び保存樹木・保存生け垣それぞれの位置図と、先ほど配付した町別の推移のグラフをご用意しております。

以上、諮問案件についてご審議をいただきまして、市長への答申を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、スライドで説明いたしますのでご覧ください。

まず、資料の2ページをご覧ください。公共緑地です。

1番、住所が貫井南町3-6-17。こちらは2筆で730.25平方メートルでございます。

続いて3ページ、保存樹木の所有者と保存樹木の本数一覧です。

4ページをご覧ください。1番から読み上げさせていただきます。

1番、東町1-44-26。1-1、ケヤキ、幹周り286センチメートル、樹高20メートル。1-2、イチョウ、幹周り209センチメートル、樹高20メートル。1-3、ムクノキ、215センチメートル、18メートル。1-4、ムクノキ、264センチメートル、20メートル。1-5、ソメイヨシノ、197センチメートル、11メートル。1-6、ソメイヨシノ、189センチメートル、10メートル。1-7、エノキ、252センチメートル、12メートル。1-8、ケヤキ、218センチメートル、21メートル。1-9、ケヤキ、305センチメートル、23メートル。1-10、ソメイヨシノ、182センチメートル、10メートル。1-11、ソメイヨシノ、261センチメートル、10メートル。

続きまして、2番。こちらは梶野町2-11-35。2-1、ケヤキ、

210センチメートル、17メートル。2-2、シイ、148センチメートル、17メートル。2-3、ケヤキ、289センチメートル、24メートル。

続いて3番、梶野町2-11-37。3-1、ケヤキ、222センチメートル、17メートル。

続きまして、4-1、中町1-10-4、タイサンボク、189センチメートル、13メートル。

続いて5-1、中町2-14-10、ケヤキ、404センチメートル、25メートル。

続きまして、6-1、前原町2-14-4、ユリノキ、172センチメートル、14メートル。

続きまして7番、本町3-1-5。7-1、ケヤキ、212センチメートル、13メートル。7-2、ケヤキ、171センチメートル、13メートル。7-3、ケヤキ、196センチメートル、13メートル。7-4、ケヤキ、184センチメートル、13メートル。

続きまして8番、桜町3-3-9。8-1、ケヤキ、282センチメートル、20メートル。8-2、ケヤキ、306センチメートル、25メートル。

続きまして9番、貫井北町5-21-37。9-1、ケヤキ、265センチメートル、18メートル。9-2、ケヤキ、209センチメートル、20メートル。

次、5ページになります。10番、前原町3-37-1。10-1、キンモクセイ、404センチメートル、9メートル。10-2、クスノキ、343センチメートル、17メートル。10-3、シラカシ、169センチメートル、10メートル。10-4、アカシデ、148センチメートル、12メートル。10-5、クスノキ、310センチメートル、22メートル。10-6、クロマツ、194センチメートル、19メートル。10-7、ケヤキ、195センチメートル、12メートル。10-8、シラカシ、106センチメートル、12メートル。10-9、クロマツ、117センチメートル、10メートル。10-10、クロマツ、141センチメートル、12メートル。10-11、クロマツ、180センチメートル、12メートル。10-12、シラカシ、169センチ

メートル、10メートル。10-13、タイサンボク、152センチメートル、10メートル。10-14、クスノキ、165センチメートル、11メートル。10-15、シラカシ、179センチメートル、11メートル。10-16、シラカシ、164センチメートル、11メートル。10-17、クロマツ、197センチメートル、11メートル。10-18、クロマツ、168センチメートル、11メートル。10-19、クロマツ、144センチメートル、13メートル。10-20、クロマツ、167センチメートル、11メートル。10-21、アカマツ、157センチメートル、10メートル。10-22、アカマツ、175センチメートル、12メートル。10-23、アカマツ、125センチメートル、11メートル。10-24、コナラ、162センチメートル、11メートル。10-25、コナラ、166センチメートル、11メートル。10-26、コナラ、146センチメートル、12メートル。

続きまして6ページです。10-27、ケヤキ、144センチメートル、11メートル。10-28、シラカシ、116センチメートル、11メートル。10-29、ケヤキ、174センチメートル、12メートル。10-30、シラカシ、170センチメートル、13メートル。10-31、シラカシ、113センチメートル、13メートル。10-32、シラカシ、121センチメートル、11メートル。10-33、シラカシ、194センチメートル、11メートル。10-34、シラカシ、152センチメートル、11メートル。10-35、ヒノキ、109センチメートル、12メートル。10-36、イイギリ、150センチメートル、11メートル。10-37、ムクノキ、188センチメートル、11メートル。10-38、ヒノキ、108センチメートル、11メートル。10-39、ムクノキ、175センチメートル、11メートル。10-40、ヒノキ、126センチメートル、11メートル。10-41、ヒノキ、128センチメートル、11メートル。10-42、ヒノキ、103センチメートル、11メートル。10-43、ムクノキ、120センチメートル、11メートル。10-44、アカマツ、143センチメートル、11メートル。10-45、シラカシ、184センチメートル、13メートル。10-46、コナラ、148センチメートル、13メートル。10-47、コナラ、160センチメートル、12メー

トル。10-48、イヌシデ、179センチメートル、12メートル。

11番、貫井南町4-11-20。11-1、ハンカチノキ、158センチメートル、10メートルとなっております。

続いて7ページ、保存生け垣でございます。保存生け垣につきましては、全て指定基準内のものになりますので、樹種と指定延長だけを読み上げさせていただきます。

1番、東町2-24-2、指定延長18メートル、樹種ツゲ。

2番、東町3-6-5、指定延長15メートル、樹種マサキ。

3番、東町4-20-14、指定延長23メートル、樹種ドウダンツツジ。

4番、東町4-30-39、指定延長19メートル、樹種キンモクセイ、カイツカイブキ。

5番、東町5-17-18、指定延長16メートル、樹種ベニカナメ。

6番、梶野町2-11-21、指定延長19メートル、樹種シラカシ、ベニカナメモチ、キンメツゲ。

7番、梶野町2-2-6、指定延長42メートル、樹種ベニカナメモチ。

8番、緑町3-12-11、指定延長14メートル、樹種アベリア。

9番、緑町5-16-36、指定延長25メートル、樹種ベニカナメ。

10番、中町1-7-17、指定延長21メートル、樹種ベニカナメ。

11番、中町1-10-4、指定延長32メートル、樹種ベニカナメ。

12番、中町2-7-8、指定延長11メートル、樹種イヌツゲ。

13番、中町3-23-3、指定延長38メートル、樹種イヌツゲ。

14番、前原町3-12-1、指定延長12メートル、樹種サワラ。

15番、前原町1-12-3、指定延長30メートル、樹種ヒイラギモクセイ。

16番、前原町3-25-7、指定延長12メートル、樹種ベニカナメ。

17番、本町4-18-16、指定延長17メートル、樹種サワラ。

18番、本町4-20-33、指定延長25メートル、樹種ツゲ。

19番、本町5-30-18、指定延長17メートル、樹種アラカシ、レッドロビン他。

20番、本町6-7-18、指定延長26メートル、樹種ヒイラギモクセイ、ベニカナメ。

続いて8ページです。

21番、本町6-9-9、指定延長20メートル、樹種ネズミモチ。

22番、桜町2-1-32、指定延長22メートル、樹種ドウダンツツジ。

23番、桜町2-1-41、指定延長48メートル、樹種レッドロビン。

24番、貫井北町1-23-4、指定延長18メートル、樹種ヒイラギモクセイ。

25番、貫井南町3-6-17、指定延長13メートル、樹種トウカエデ。

26番、貫井南町4-2-24、指定延長50メートル、樹種ヒイラギモクセイ。

27番、緑町3-8-16、指定延長12メートル、樹種ベニカナメモチ。

28番、貫井南町4-11-20、指定延長21メートル、樹種シャコタンチク、ヤボンノキ。

保存生け垣については以上となっております。スライドが一部見えないものがありました。スライドについては以上となります。

続きまして、28年度の指定解除についてです。10、11ページをご確認ください。こちらは、28年度に指定解除と権利譲渡などを申請された方々の一覧となっております。

1番、指定解除については、環境緑地が2件、保存樹木が8件、保存生け垣が9件となっております。解除理由としては、備考欄のような理由となっております。

2番、権利譲渡についてです。権利譲渡につきましては9件となっております。

以上、今年度の諮問案件となっております。担当からは以上でございます。

犀川会長

どうもありがとうございました。スライドを使った説明と、それから解除についての説明がありました。何かご質問あるいはご意見がござい

ましたら、名前をおっしゃっていただいております。お願いいたします。
どうぞ。

竹内委員 東京都多摩環境事務所自然環境課長の竹内と申します。

犀川会長 竹内さんね。よろしく申し上げます。

竹内委員 指定というのは非常に大事なんですけども、指定の基準、それから指定解除、権利譲渡の基準について、会議資料として配っていただきたいんですけども。

犀川会長 どうでしょう。まず、保存樹木等々の基準ですね。高さが10メートルで、あるいは1.5メートルの高さと幹回りがどうのとか、そういったことをお願いしたいと思います。

じゃあ、事務局お願いします。

事務局 事務局です。今、竹内委員よりいただいたとおり、条例規則のほうに指定要件、指定基準の記載がございますので、こちらのほう、次回以降は添付して皆様に事前にお渡しできるようにさせていただきたいと考えております。

今回につきましては、今、会長からもご説明あったように、保存樹木の場合、地上1.5メートルの高さにおける幹回り1.5メートル以上であること、または高さが10メートル以上であることが、基本的な要件となっております。そのほか、この審議会でご提案があった、それに満たない場合でも、何らかの理由で認められるものは認めていこうということで、そのほか市長が認めるものということ、改正により追加して、そういったものも要件の1つとなっているところでございます。

保存生け垣については、高さが1メートル以上あり、かつ総延長が10メートル以上であるという形が要件となっております。環境緑地、公共緑地については、500平米以上の広さがおおむね必要であるということが大きな要件となっておりますが、資料として事前に配付させていただけるよう、今後改善させていただきたいと思っております。

犀川会長 どうもありがとうございました。

竹内委員、よろしいでしょうか。

竹内委員 はい。

犀川会長 高さ10メートル、そして、高さ1.5メートルで幹回りが1.5メートルの、そのいずれかだったですね。いずれかを満たしているというこ

とと、生け垣の場合には、高さ1メートル以上の長さ10メートルを超えるものというふうなことになるかと思っています。

竹内委員　　そうしますと、事務局が基準に基づいて選定したものでしょうから問題ないと思いますけれども、審議会にかける以上、事務局のほうとして、何か問題がある、あるいは不安だからこの審議会で認めてほしいと、そういうものがあるのではないかと。なければならないでいいんですけれども、その辺の説明をしていただきたい。

犀川会長　　じゃあ、不安なようなところはあったんでしょうか。

事務局　　今ご指摘いただいたような内容、今回については、高さなどの数値上の要件は全て満たしているので、特に事務局として、これについて特に問題があるような内容は考えておりません。ただ、ここ数回の中であつたのが、例えば、5年前に指定したときについては高さを満たしていたんだけど、剪定をしたなどによって高さが9メートルですと。それを今回、指定（案）の中から外しますか、どうしますかっていうのは、たしか前回か前々回の指定（案）の中ではそういった意見はありまして、皆さんにご討議していただいて指定していただいたというようなものはあったかと記憶しております。

犀川会長　　よろしいですか。

竹内委員　　はい。

犀川会長　　私自身、配られた資料が来てからすぐ、小金井園のところのハンカチノキが気になりまして、そんな太いのがあるのかなと思ひまして、行きましたら、太いんですけれども三本立ちか何かでなってるんですね。そんなふうなやつも、計ると1.5メートルを超えるのかなというふうに、ちょっと私自身が不安に思ったもんですから、見に行ってきました。

串田さん。

串田委員　　先ほど竹内委員の発言に対して、資料を次回はそろえるということでしたが、資料というのはそれだけでは決してないわけですね。要するに、例えば保存樹木になった場合に、その選定等で条件があるかもしれない。あるいは、うんと基本的なことで、保存樹木になると何らかの補助が出るのかとか、そういうこともデータの中の1つだと思います。

それから、特に保存樹木に関しては、どこまで剪定が自由にできるのか、その辺も何らかの縛りがあるのかなと。今、更新をする保存樹木の

スライドをずっと見ていましたけれども、ケヤキなどは圧倒的に強剪定です。もうほとんど屋根の上まで真っすぐな円柱で、上のほうにしょぼしょぼっとあるぐらい。ものすごい強剪定です。そういうようなのが自由にできるかどうかとか、そういうような条件も保存樹木の中にあっただかと思うんですけれども、それも一緒につけていただければ。そうじゃないと、こういうスライドを見たときに、これでいいのかとか、ほんとうに不自然な樹形をしているのが圧倒的に多かったので、その辺のことも、それがないと議論をどういうふうに進めていくかわからない。

犀川会長 今、竹内委員と串田委員の、そういう話は前から同じことなので、1枚かあるいは2ページぐらいでおさまるものができると思うんですね。そういうのは事務局のほうで、間違いがあってもいいですからさっとつくっていただいて、委員全体に回して、これでいいかっていうのを見てもらって。返事がなきゃ、これでいいっていうふうに決めて、次回は自動的にその1枚を入れればいいんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

どうですか、皆さん。

串田委員 毎回この話が。

犀川会長 そうなんです。時間の無駄だね。

串田委員 もう1つ、よろしいでしょうか。つけ加えますと、保全緑地に関しても、例えば保存樹木があって、更新、新規、それから廃棄等々がありますけれども、現状そのままのものっていうのはここに出てきませんよね。保存樹木がどのぐらいがあって、そのうちの今回はどのぐらいが更新であったかとか、そういうような、これも前回、前々回、発言が私も含めてあったと思いますけれども、保全緑地に関しては、そういうような形で出ないと、またこれ、もうちょっと判断がしにくいというか、判断の材料にできないなと思います。

犀川会長 よろしいですか。前回も串田委員から、数値を示すとか何とか。

串田委員 前回の数値って、簡単に出ることです。

犀川会長 何か、いろいろ困ることがあると思うので、一旦我々に案みたいなものを見せてもらって、これでいいとなったら、それは自動的にさっささと配ればいいんじゃないかなと思うんですけど。

事務局 2点、ご質問いただきまして、2点目のほうからお答えさせていただきます。

きますと、保存樹木など保全緑地の経年のものということで、たしか前回、委員からご質問いただいて、資料があったほうがいいのではないかと
というご指摘だと思ひまして、今回、追加資料でこちらへ置かせていた
だいでいるところです。保存樹木をたしか町別で、何町にはどのぐら
いの本数があるというのが経年でわかるような形の資料が必要かと思
うというご指摘があったかと思ひまして、今回、事前の配付にはちょ
っと間に合わなかったんですけれども、本日、配付資料の中でお配り
させていただいております。

保存樹木に関しましては、東町から貫井南町までということで、24
年度指定から28年度指定で町別の本数などをこちらに記載させて
いただいております、計のところ、28年度までの指定分という形に
本数を記載させていただいておりますので、これにプラスして今回の
指定（案）を差し引きしていただければ、町別の移り変わりは見て
いただけるのではないかと。

保存生け垣についても、同様な形で資料は本日、配付させていた
だいておりますので、こちらでご確認いただければと思ひござい
ます。ちょっとグラフについては、数値が重なってしまっている
ところはあるんですが、基本的には上にある表で確認いただ
ければと思ひしております。これをもとに、お配りさせていただ
いた全図で大体何々町というのを見ていただければ、資料とし
てはある程度の形に見えていただけるかなと思ひ
しております。

また、伐採などのことが書いてある資料ということで、今後の資料
づくりということでお話しいただいたかと思ひんですけれども、
そちらに関しまして、前回、実は配らせていただいて、ちょっと
今回、配付ができてなかった部分もあるんですけれども、規則
のほうに伐採とか行為の届出とかそういったものは記載さ
せていただいております。基本的には民有地の緑化の保全とい
う位置づけですので、あまり厳しく剪定などを制限すること
もできない中、規則で、伐採などをする場合は届出をし
てくださいとか、その程度のことしか書いてないんですね。
ですので、剪定は基本的には、強剪定も含め協定上は問題
なしとなっているところではありますけれども、そういった
ものも含めて条例規則に記載させていただいておりますので、
そちらのほうを配付させていただければとは

考えております。

以上でございます。

犀川会長

ありがとうございます。

どうですか。よろしいでしょうか。

ほかに何かありますでしょうか。

矢向委員

樹木のおおよそ樹齢みたいなものっていうのは、何かそういう情報というのは、これは無理でしょうかね。いや、ちょっと思ったのは、災害なんかで倒木するっていうような、ちょっと話が違うんですけども、そういったニュースも見ることもあるので、樹齢というおおよその何か、あと木の健康度とか、そういった面というのは、あまりこういった緑化保全という中では入ってこない情報でしょうか。

事務局

樹齢という件ですけれども、先ほど、民有地の中の緑ということで、昨年度は、市民の方が、心配だからちょっと見てくれないかというふうに直接お電話があって、見に行ったら、この木は何年ごろに引っ越してきてから植えたのよね、だからもう何十年たつとかっていう話は、そういうときにはお話が聞けます。ただ、そのときは、病気なのか老木になってきているのかとかっていうのは、たまたま全部キノコだらけになっちゃって、もう、触っただけでブヨンブヨンで、危険ですよというお話を1回、昨年しました。

そしたら、結局、先ほど事務局のほうから話がありましたが、伐採するには、まず保存樹木を解かなきゃいけないということで、解除をしてから伐採しました。もう、押すところやって揺れるぐらいだったもんですから。結構立派なサクラだったんですけども、そんなことがありました。

ただ、1軒1軒当たって何年ですかっていうのは難しいというのが、正直なところでございます。

以上です。

犀川会長

蓄積がなければ、ね、急に言われてもっていう話だとは思いますが、けれども。

事務局

そうですね。お話しするときは、大体どのぐらいたちますかっていうお話は現地ではしたりすることはあります。

事務局

樹齢っていうところまでは把握はしないんですけども、今回、指定

する前に調査するっていうのは、造園の方に調査をしてもらってますので、そのときにキノコが生えてたりとか危険な樹木だっていう情報はこちらにも入るようになっていきますので、そういった場合には、所有者の方にも伝えて、でも、それでもどうしても守りたいとかそういった場合には、例えば樹木医とかの方で対応してもらうことはあるかもしれませんが、そういったような対応になっております。

矢向委員 わかりました。

犀川会長 よろしいですか。

ただいま、樹木の健康度とか樹齢とかの話がありました。ほかに何かありますでしょうか。

平井委員 同じように、生け垣なんかでも、枯れちゃったりとか、虫とか何かわからないんですけれども穴が開いてしまって、そこに石を置いたりとか、そういうようなところがあったんですけれども、それは10メートルもなかったんですね。7メートルかそのぐらいで、そんなに大きい生け垣ではなかったんですけれども、何かこう穴が開いたりとか、お茶の木だったせいか、それをむしったのか、そういう、きれいにならないで穴が開いている状態、上が穴が開いてたり、下が穴が開いてたりとか。そういうのだと、だんだん、ほかの手だてをやらないといけないのかなって思ったりするところもありましたけれども。そういうのは、個人のもんですから、農家の方のもんですから、そこで誰かが侵入しないように何らかの形をするのかななんて思いながら。でも、見た目はあまりきれいではないな、なんて思いながら。そういうところは今後、どんなふうやっていくのかな、なんて思ってるんですけど。

犀川会長 難しい話ですね。

事務局 全く同じ話ではないかもしれないんですけれども、指定されている生け垣とかでも、所有者によっては樹種を変えるということで、今あるものを全部一回撤去してとか、それで新しくするとかっていう方もいらっしゃると思いますので、もし一部そうになっている場合、あまり調子がよくないとかっていうことで変えられる方もいらっしゃるかなと。個別で相談がある場合は、そういうのが現実にありますので、保存生け垣に指定しているものに関しては対応させていただいているところでございます。

犀川会長 去年か一昨年かの話ですけれども、生け垣の樹種が全体が変わったと

というのはありましたね。理由を私が聞いたんですけれども、枝が横に伸びていってしまって形を保つのが大変だから樹種を変えたんだというようなことを言ってました。今の話なんか、穴が開いちゃったなんていうのは、樹種を変えるとかすればいいんじゃないんでしょうかね。

渡辺委員 今の、簡単に言って生け垣なんですけれども、これの更新が5年ということですね。ということは、これは、確認されるのは5年後、更新のときだけになるんですか。ということは、通常管理状況の把握というのは、特にしてはいないということでございますかね。というのは、今みたいに、例えば今年指定しましたと。ところが、5年間は管理状況を確認してないとすれば、今のような問題が起こり得るわけですね。その辺のところですか。どのように市のほうは考えているのかなということでございます。

適正に管理することというようにはなっておるわけなんですけれども、今のご指摘のように、途中で枯れてしまったりすることがあるので、その管理状況を市としては把握しているのかなという質問でございます。

事務局 少々お待ちいただいでよろしいですか。

犀川会長 今、生け垣の質問なんですけど、ほかに何か、生け垣とは関係なくてもいいんですけれども、今、事務局で用意していますので、その間、何かほかの話題がありますでしょうか。

渡辺委員 引き続き、私、逆の反面なことを言いますけれども、指定された生け垣を見ていくと、結構管理状況、非常によくされていますね、現状としては。ですから、その辺は私、見てると非常に感心するところでございます。

事務局 先ほどご質問いただきました管理状況報告書について、すみません、お時間をいただきました。こちらは、小金井市緑地保全及び緑化推進条例施行規則第14条で、指定された保全緑地の所有者等は毎年度2月末日までに保全緑地の管理状況等を保全緑地管理状況報告書により市長に報告しなければならないとございまして、これによって1年に1度、報告書を提出いただいております。こちらのほうとしましては、それで状況を把握させていただいているところです。

渡辺委員 了解しました。

犀川会長 了解されたということですね。

渡辺委員　　そういうことで市がちゃんとやはり管理されているなということ、今、確認させていただきました。

犀川会長　　ほかに何か。

串田委員　　資料をいただいた中で、先ほど犀川会長が、ハンカチノキを小金井園さんのところに早速見に行ったというお話がありましたが、この保存樹木・保存生け垣等の資料は所有者の住所がここに記載されています。そうすると、圧倒的にほとんどが所在地と所有者の住所が一致している。ところが、今、見ていますと、保存生け垣のところですね、武蔵野市であったり埼玉県入間市であったり、いろいろ違う。要するに所有者と生け垣の所在地が違うところがありますので、ちょっとこれ、見に行こうかなと思っているので、どこかなあというようなのがあるので、それは、例えば、このままでもいいんですけども、何か問い合わせをしたらすぐわかるようにしておいていただくと助かります。例えば埼玉県入間市の所有者の方の生け垣がどこにあるかわからない。

事務局　　備考欄に住所が。

串田委員　　書いてある？ あ、所在地がね。あ、そうかそうか。失礼しました。あ、一番最後にね。ありがとうございました。

竹内委員　　ただ、所在地は、個人情報絡みもありますので、公表は慎重にしたほうが良いと思います。

犀川会長　　ほかに何かあるでしょうか。

小山委員　　資料の13ページ以降、面積の推移ですとか保存樹木の本数推移があるんですけども、見ていると、やっぱり年々減っているんですよ。それで、緑の基本計画を見てみると、公共緑地にしても環境緑地にしても、10年後も現状維持というのが載っていますし、保存生け垣とか保存樹木の指定についても、保存生け垣については、平成22年から平成32年にかけては増やしていくという計画になっている。それで、保存樹木の指定については、平成22年の現状で881本が平成32年、10年後でも現状維持というふうになっているんですけども、その計画にちょっとそぐわないような現状になってきているというところを、市としてどう考えているのか。

それを、現状維持にしていくために、木は必ず枯れていくものですから、新たに増やしていかなければ現状維持はできないということですよ

ね。そこのところを考えた活動を組み立てていかないと、この計画が絵に描いた餅になってしまったらというのがあるので、そこについて何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから、個人の緑に関しては、計画のところでも、緑の街並みづくりの支援ということでは、既存の住宅に対しての接道部、壁面とかベランダ、屋上、そういったところでの緑化の取り組みに支援制度を検討するということが書かれていたりとか、あと、「オープンガーデン等により地域の緑としての支援」ということで、所有者の情報を提供するとか支援を行う仕組みをつくっていくというようなことも前向きに書かれているんですけども、そこのところの検討についてはどういうふうな形になっているのかなというのをお聞かせいただければ。

事務局

今ご指摘いただいたのは、緑の基本計画にある目標などの考え方とか、それについて今どのようにやっているのかとか、今後どうするのかとか、そういったご質問をいただいたかと思います。

確かに、おっしゃるとおり、緑の基本計画に現状維持と書いてある中、保存樹木にしてもこれまで減少があって、このままでは今度の10年間の計画期間内にその目標が満たされないのではないかというのも、事務局のほうとしても十分理解しております。で、今までは市報に掲載させていただいて、募集をして、申請いただくという、言ってみれば待ちの姿勢だったところなんです。それではいけないということで、今年度に入りまして、今回の指定（案）の中から、我々のほうで実際にチラシとか、わかりやすい内容で説明をつくりまして、実際に個人のお宅を訪問させていただいたり、あとは、例えば近くの業者などで大きな木を持っていそうなところに訪問させていただいたりして、制度のご説明をさせていただいて、ご理解いただいた中で今回の申請をさせていただいたりとか、積極的にこちらから動くような形を今年度からさせていただいております。

2点目の、確かに、屋上緑化とかそういったところの点も記載させていただいているところなんですけれども、まずは、今まで待ちの姿勢だったところを、考え方を積極的にもう少しやろうというのを今回から始めたところですので、もう少しそれをさせていただいて、まだ申請をし

ていただいてない生け垣だったり保存樹木というのが十分あると考えておりますので、その掘り起こしをある程度してから、次の手は具体的に、やれるものは考えていこうかなと思っているところです。

以上です。

犀川会長 今、事務局から、こういうことをしようと思うということで考えがあったんですが、小山委員のほうは何か、こういうことをしたらいいんじゃないかというのはお考えはお持ちでしょうか。もしあったら、おっしゃっていただきたいと思います。

小山委員 市の中でやるということはすごくいいことだと思っておりますし、どんどん進めていくべきだと思いますけれども、やっぱり限界があると思うんですね。だから、いかに市民の力をかりていけるかというところを少し考えたほうがいいかなと思います。市だけでやるのではなくて、やっぱりまちの中全体で緑を保全していけるような、何かそういう仕組みづくりができたらいいいかなとは思いますが。ちょっと漠然としてるんですけれども。

犀川会長 漠然と。何か、具体的にこうしたらいいんだって、そういう意見をお願いしたいと思うんですが。

小山委員 そうですね、例えば、「近所にある、残したい緑っていうのは何かありますか」ということを一般的に募集して、私たちが気がつかないような残したい緑を知っている人から聞いた情報を、実際、この緑対審でもいいですし、市の職員の方と一緒に見に行って、ぜひこれはっていうのであれば、何とか残せる方法を探っていくですとか。市民の方って結構、ふだん気がつかないような情報を持つてる方ってたくさんいらっしゃると思うんです。そこは利用して、一緒にできることにつなげていければいいなと。

犀川会長 ありがとうございます。

ほかに何かありますでしょうか。

宮下委員 ほんとうに、今のことが一番重要だと思うんですけれども、緑化協定とか地区計画とかそういう関係と今のデータっていうのは、何か関連性があるものっていうのはないですか。そういうものを指定しているところのほうむしろ緑が多いのか、ほとんど関係ないのか。

事務局 保存樹木とか保存生け垣の町別っていうことで、詳細な分析はまだで

きてないところなんですけれども、ただ、本町とか駅周辺とかというのはやはり保存樹木って少ないですから、そういう傾向はあるかなと思っていますので、今後、もう少し分析はしていかなければいけないかなと思っています。

あとは、宅地開発とかでの緑化とかそういったことだと、今、副会長がおっしゃったような、そういう計画的なものとの一致とかっていうのも出てくるのかなと。直接、保存樹木とか保存生け垣っていうわけではないんですけれども、緑ということだと、宅地造成とか、そこでの提供される公園とか、緑地とか、またそういった造成があつて緑が減るとかっていう、計画とおそらく一致して傾向はあるかなとは少し思っているところではあります。

犀川会長
事務局

ほかに何かありますでしょうか。

先ほどの、駅の近くには緑が少ないという話がありましたけれども、今年、駅前の商業施設の前にメタセコイア、どうしてもやってもらいたくて、3回お願いに伺いました。やはりシンボルになっていくので。それで、「保存樹木、どうですか」ってお願いしたのですが、結果的に今年までには最終的にはやらない旨、回答いただきまして、また根気よくお願いしていきたいと思っています。あちらは、駅前で目立ついい場所だと思っています。何か、もともと移植されたのか、そのままの幹だったのかな、開発前の。

犀川会長
事務局

メタセコイア、多分前からあったんだと思いますね、ああいうのは。

そうですね。で、やはり、どうしてもやってもらいたくて足を運んだんですけど、残念な結果になってしまったんですけど。引き続き、大きいところを探していきたいと思います。よろしくをお願いします。

竹内委員
事務局

断られた理由は何ですか。

おそらく、手続上、例えば先ほどの管理状況報告書とか、必要以上のことが出てきてしまうというのがありますけれども、そういったものもあるということも含めて、引き続きこちらのほうでもご説明をして、申請いただけるように、今後もやっていきたいと思っています。

矢向委員

11ページ、権利譲渡の中で、スタジオジブリさんの権利譲渡っていうのは、これはもう、スタジオジブリさんが手放しちゃう？

事務局

そうですね。はい、そうです。

矢向委員　　いやあ、スタジオジブリさん、ちょっとシンボリックな。小金井市としては、例の「こきんちゃん」の絵も描いていただいて、ちょっと自慢できる1つのシンボリックなところで。あそこの、コンクリートの建物の脇に生えてた木ですよ。あれ、建物ごとですか。建物ごと、どこかへ譲渡しちゃったの？

事務局　　我々のほうでちょっと建物のほうまでの把握はしてないんですけど。

矢向委員　　樹木だけ譲渡するってあるんですか。ほとんど道路を覆ってるんですね。私も先日の段階で見たんですけどね。でかい、立派な木ですよ。ほとんど道路を覆い尽くしているぐらい。

渡辺委員　　ただ、あれもね、保存樹木名称板がついてるのについてないのがあるんですよ。私も一度、見たんですがね、保存樹木名称板がついてるやつがありました。ないやつもあるんですね。ですから、どれが指定されてるかっていうのはちょっとわからないんですよ。

矢向委員　　あ、もう何本もあるんで。ああ、そうなんですか。

渡辺委員　　前回のときに私もわたしもちょっと見て質問したんですけども、保存樹木名称板がついてないのについてるのがありますので、どれがどれかというのにはちょっとわからないですね。

矢向委員　　わかりました。すみません。

犀川会長　　シンボリックな木に関係すると思うんですけども、例えば、今回の一覧表で、ヤポンノキとかいうのがありましたよね。気になりましてね、何かかなと思って、それも見たくてね、行ったら、ヤポンノキだかシャコタンチクとかいうのがありましてね、どんなのかなと思ってね。そういうふうなやつがえらく珍しいもんですから、ヤポンノキがそこにあるということがわかって、迷惑になっちゃうのかもしれないけれども、そこに行くと言明書きか何かがあったりなんかしたらいいかなと思ったんですけども。

「ヤポン」って「日本」かなと思ったら、そうじゃないんですね。何だっけな、何とかポンって、アメリカインディアンか何かがお茶にして飲んでた木なんですよ。赤い実がなる、イヌツゲみたいなやつなんですけど。そういうやつがそこにあるとか。そこしかないんじゃないかと思うんですけど。そういうふうな珍しい木なんてのがここにあるよと。持ち主が嫌だと言ってたら、盗まれちゃうかもしれないからね。それで言

ってたんですけど。シャコタンチクなんて初めて聞いて。そしたら、同じ生け垣に植わってましてね。ああいう珍しいのがここにあるっていうのはいいと思うんですけどね。

あと、何か。串田さん。

串田委員 幾つか、権利譲渡・解除等の理由等の話がこの中であったので。1つ、指定解除の中の環境緑地っていうのが、10ページの頭ですね、これ、すごく面積が大きくて、権利譲渡というふうになっておりますけれども全部解除。これは具体的にどういう形で推移して、結果どうなるのか。発言できる範囲で。

事務局 少々お待ちください。

犀川会長 グラフにすると減りが多いかもしれませんな。

串田委員 圧倒的に大きいですよ。

犀川会長 減る原因かもしれないね。

事務局 今ご質問いただいた環境緑地については、面積、かなり大きく、三千数百平米という形になっているんですけども、こちらに関しましては、計画上、都市計画公園と都市計画道路の重複している、都市計画の網がかかっているところになっております。で、権利譲渡ですので、どういった形で権利を譲渡されたかまではご本人に確認はしてないんですけども、一応そういう位置づけの土地となっていると確認はしております。

串田委員 ありがとうございます。

地番からいうと、はけの森美術館の近くなんですか。中町1-11という、坂がありますね、オオサカっていう。

事務局 はけの道の北側のほうです。

串田委員 じゃあ、あそこの整備されたときの。道を広くしたり、公園として整備する。

渡辺委員 二中の角っこね、反対の。あの角の向かい側にマンションか何かできてますよね。あの近くですね。

犀川会長 ほかに何かありますでしょうか。緑を保つのも難しいけれども、どんどん減っていっちゃうと大変なことですね。

ほかにないようでしたら、まだ時間が大分早いんで、おひらきになってしまうんですけども、何かないでしょうか。時間は4時半までですから、まだ大分あるんですけど。

いかがですか。

串田委員 新規で増えた保存樹木が今回多いですね。幡随院がひとまとめに入ったからだと思います。それで、とにかく、通常の住宅地で庭に1本、昔からのシダレザクラが1本あって、それが枯渴されたあるいは伐採された等の行為っていう問題と、こういう、大きな幡随院なら幡随院って境内の多分、保存樹木をどうやって決めたかわかりませんが、全部ではないですね、これ、本数を見ると。どういう意味かよくわかりませんが、そういう形で、市のほうのご努力等で保存樹木というふうになったのかもしれないけれども、そういう大きな塊としての緑っていうのは、ほかにも何かいろいろあって、それを保存樹木として登録しないかという努力というのはいろいろできるかと思うんですが、「ああ、そうか、幡随院も登録されたか」ってなると、じゃあ、あそこは？あそこは？という。

そういうふうに、何となく個人的に思ってみますと、まとまった緑というのは、圧倒的に公園ですよ。公園は公共緑地なので、こういうところに全然出てきませんよ。保存樹木とか保存生け垣、保存緑地にも出てこない。市の公園というのは、まとまった緑があるけれども、こういうところに出てこない。そうすると、こういう資料を見てただけだと、当然、大きな木が切られたりするっていうことは、確実に減ってるわけなんですけれども、潜在的に数値に見られない緑というのは、公園等も含めるとかなりあるかなと。

で、まとまった緑でなかなか厳しいのが、農地であったり、保全緑地であったりもしますけれども、保存樹木をもし、先ほどの話の中で増やそうとしたらば、そういう、神社等は幡随院が入ると、あとはどこが残ってるかわかりませんが、数字の変化だけでいくと、いろいろそういうような努力はできるかもしれないなという感じがいたしました。

ただし、1本1本調べてもあまり意味がないかなという感じがすごくするんですけれども。これも何回か前に出たかもしれないけれども、小金井神社がほぼ保存樹木になって。で、1本1本がどうのこうのっていう話も市の管理上は必要かもしれませんが、固まった緑として考えると、あそこはそこで1本減ろうが増えようが、固まった貴重な緑ではないかなと、そういうふうに思います。それは、公共の緑地ではなく

でもね。公共の緑地では、市の公園は幾つもあるわけですから、そういうのを何かトータルに見られたらいいんじゃないか。

保存樹木ってこんなふうに出てくるリストっていうのは、要するに市の管理をするときの資料ですから、そうじゃなくて、何かもっと全体が見られるような、俯瞰できるような資料が、どういう形がいいかわかりませんけれども、あるといいかなど。

犀川会長 ちょっとお金がかかりますけれども、グーグルマップなんかで、あれ、緑は緑で出るんですかね。ああいうやつを毎年毎年、プリント、コピーとかであれをとっておいて、比較すると、案外いいかもしれないですね。プリントスクリーンだ。

渡辺委員 第15条には、台帳があることになってるんですね、規則には。必ず緑地その他の台帳が、市が保存するように備えなければならないというふうに書いてありますので、市には全てあるんじゃないかと思いますね。規則ではそうなっています。

事務局 今お話しにあった、保存樹木とか保存生け垣とかそういったもの以外、畑とか寺社とかそういったもろもろの緑地というものを緑被率ということで、緑の基本計画を策定するとき、10年に1回、次に改定するとき、事前の調査をしまして次回の緑被率を出す予定ですので、その中では、そういったまとまった緑とかっていうのが、市域でどのぐらい緑被率が経年で変化しているかというのは、見ていく予定になっております。

犀川会長 ありがとうございます。緑被率、忘れてましたね。そうですね。ほかに質問がございませんようでしたら、この諮問案件について決定してよろしいか、お諮りしたいと思います。

皆様方、これ、指定をすることに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長 ありがとうございます。異議がないようでしたら、これで決定いたしたいと思います。

次に、市長への答申の方法についてお諮りいたします。答申の方法については、会長、副会長に一任をいただいた上、会長が代表して答申を行っていますが、異議がなければ答申の方法を会長、副会長に一任していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

犀川会長 異議はないようですので、答申の方法は会長、副会長に一任させていただきます。どうもありがとうございました。

本日の案件である保全緑地の指定（案）についての審議は、これで終了することといたします。

事務局のほうから何かございましたら、お願いいたします。

環境政策課長 本日は、お暑い中、また大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございました。

次回につきましては2月ごろを予定してございます。

本日はありがとうございました。

犀川会長 それでは、以上をもちまして、本日の平成29年度第1回小金井市緑地保全対策審議会を終了いたします。ありがとうございました。

—— 了 ——